

令和6年 第3回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和6年9月12日 開会

令和6年9月12日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和6年9月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について[令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）]
- 7 議案第36号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）
- 8 議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 9 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 10 報告第 5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 11 認定第 1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第 2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第 3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第 4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 15 発議第 1号 事務の検査について
- 16 請願第 1号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の請願
- 17 意見書案第3号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書
- 18 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 19 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
- 20 議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	課	城	宝	睦	己	君
総	務	課	安	田	良	弘	君
総	務	課	早	坂	隆	広	君
住	民	課	明	日	見	将	幸
住	民	課	國	田	幹	夫	君
福	祉	課	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	課	粟	野	敏	朗	君
産	業	課	馬	狩	範	一	君
建	設	課	上	嶋	俊	文	君
会	計	管	中	田	帯	刀	君
会	計	管	中	田	帯	刀	君
教育委員会	事務局	長	横	井	正	樹	君
教育委員会	事務局	主幹	小	田	修	司	君
農業委員会	会	長	位	田		勝	君
代表	監	査	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	藤	澤	翔	太	郎

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

おはようございます。

本日の出席人員は8名全員です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第3回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番 砂場議員、2番 土屋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの6日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、令和6年第2回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配布してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告します。

8月5日から7日まで、空知町村議会議長会中央要望実行運動を行ってまいりました。6日の朝から議長会全員で渡邊孝一衆議院議員、稲津久衆議院議員、神谷裕衆議院議員の要望運動を行ってまいりました。

その後、3班に分かれ、北海道選出国會議員全員に要望運動を行ってきております。

その後、各関係省庁へ要望書を持参し、要望運動を行ってきております。

以上、報告とします。

次に、教育長より、令和5年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布してありますので、ご承知願います。

次に、監査委員より令和6年6月から令和6年8月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配布してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配布してありますので、ご承知願います。

以上、4件について、報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和6年浦臼町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会については、議案2件、承認1件、同意1件、報告1件、認定4件を上程いたしております。各議案とも提案の際に詳細についてご説明申し上げますので、ご審議いただき、町政推進のためにご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まず、6月に行われた東京浦臼会の前日、王子江ご夫妻と懇談の機会を設けさせていただき、その際に先生より新しく寄贈いただいた絵画の目録を受領いたしております。

ご承知のとおり絵画につきましては、既に5月には、えみるの収蔵庫に搬入されておりましたが、これにより正式な贈呈となりました。

先生からは、ごあいさつの中で、コロナ禍でしばらく訪問できていませんが、浦臼町の皆さんのお気遣いと温かいもてなしに心から感謝し、新施設の完成を記念し、新たな作品を贈らせていただきますとの言葉を頂戴しております。

当初の予定では、今月25日より実施する王子江展にご夫妻をお招きするはずでしたが、急遽用務が入られ、ご来場はかないませんでした。展示会ではご寄贈いただきました作品を中心に多くの皆さんに公開をさせていただこうと考えております。

次に、今週の7日、中心蔵ライスターミナルで初出荷のセレモニーが行われ、出席し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。

ことしは7月中旬から30度を超える日もありましたが、昼夜の寒暖差もあり、比較的安定した天候で推移しました。

8月30日に行われた適期判定では、昨年同様既に適期を迎えているほ場もあり、収穫作業も例年より動き出しが早いと感じております。

中心蔵に搬入された量はまだわずかですが、今の段階の入庫状況では、たんぱく、整粒歩合とも良好な数値となっており、また乳白粒の割合も非常に低いと報告を受けております。

先月下旬に公表された、ことしの概算金も昨年に比べ大幅に増額されており、ことしこそ質、量、価格とも三拍子そろった豊穰の出来秋を心から期待し、また事故なく終わられることを願い、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第2回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、数点につき報告をさせていただきます。

7月24日の令和6年度第1回北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会小部会及び同月29日の第3回協議会では、令和5年度が検定年度となっており、令和7年度から使用する中学校の教科用図書の調査研究報告を受け、採択を行っております。

9月7日の浦臼中学校第54回学校祭につきましては、保護者、来賓をお迎えし、各学年の劇や合唱、有志による発表など、練習の成果を遺憾なく発揮しておりました。学年ごとの合唱、全校合唱ともにすばらしいハーモニーを奏でており、生徒一人一人の努力と先生方の指導のたまものであると感じたところであります。

次に、4月18日に実施されました令和6年度全国学力学習状況調査の結果概況といたしまして、校種別、教科別の平均正答率についてのみこの場でご報告をさせていただきます。

まず、小学校の国語につきましては全国が67.7%、北海道67%、浦臼町76%、算数につきましては全国63.4%、北海道61%、浦臼町75%、また中学校の国語につきましては全国58.1%、北海道58%、浦臼町61%、数学につきましては全国52.5%、北海道51%、浦臼町52%という結果でございました。

なお、学習状況等も含めました詳細につきましては、例年どおり小中学校の学校だよりにおきましてご報告をさせていただきますし、北海道版結果報告が道教委からなされることとなっております。

結果に一喜一憂することなく、引き続き子供たちの学びの支援にしっかりと取り組んでまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和6年第3回定例会において一般質問をいたします。

まず1点目、町長に、これを私は最後にしたいと思っておりますが、どうするのか道の駅ということで質問したいと思います。

浦臼町産業観光推進グランドデザイン整備計画として、道の駅の更新並びに休養村センター温泉施設、鶴沼公園の一体的な整備・再開発を目指し、平成29年度より検討委員会、推進協議会を設置し検討してきたところであります。

基本的な考え方は提案されておりますが、再開発に係る事業費は難航しているのが現状であります。

また、令和4年度に国土交通省所管のサウンディングに参加していくことを決定し、全国のノウハウを持った民間事業者参入による官民連携の運営を目指す検討も進めておりましたが、実現可能な整備計画にはならず、終了したものと私は見ております。

川畑町長2期目のスタートを切りましたが、もうこの辺でどうするのか結論を出しませんか。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度から令和3年度まで5年間かけて検討し、ランドデザイン基本計画を策定しましたが、狭小な駐車場や建設費の高騰、施設運営者等の課題が多く、現行の計画に沿って事業を推進することは困難であると判断いたしました。

令和5年度からは道の駅の運営実績がある民間事業者から計画段階から運営までを一連で実施する公設民営方式を視野に入れヒヤリング調査を実施いたしましたが、期待していた回答は得られず、いずれも行政が建設費を負担した上で施設運営に係る多額の支援金が必要となる結果でありました。

町の財政状況を勘案すると、一度に巨額の事業を実施することは困難であると判断し、道の駅と温泉の施設整備を分けて考え、優先順位をつけ事業費の平準化を図るよう年次計画を立て事業を進めることを6月定例議会後の全員協議会でお示したところであり、その考えは今も変わっておりません。

道の駅は、旧道の駅側に24時間トイレ、野菜の直売所とテイクアウトの飲食店を併設させた小規模な道の駅を建設する方向で検討しております。

令和7年度に基本設計、実施設計を発注し、令和8年度に建設工事を完了させ令和9年の4月あるいは5月ごろのオープンを目指していく考えでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

町長、どんな答弁をしてくれるのかなと思ったのですが、私個人的に道の駅という問題を考えてみますと、平成9年ぐらいでしょうか、リゾート構想が崩壊してから、確かアグリルネッサンス構想というのを立てました。

そのときには道の駅のこういった部分の構想は入っていませんでした。

私が議員になってから、北海道において道の駅が進む中で、道の駅を浦臼町ではやらないのかという質問をしたことがあるのですが、その当時、浦臼町は道の駅を設置する考えはないという答弁でした。それが平成12年、13年頃だと思います。

わずか2年ぐらいの間に、北海道が道の駅というものにすごく乗っかりまして、各市町村で猛烈に道の駅の建設が始まりました。これで浦臼町も突然道の駅を設置するということになりました。

この道の駅に関しては、既にうちの町は、はっきり言って、出遅れています。出遅れているものですから、道の駅とした部分も、応急処置的な道の駅にしかならなかったと思っています。このときから、どうもうちの町は、道の駅との縁があまりよくないのかなと。

これまで、平成29年からランドデザインということでコンサルタントにお願いしながら何千万円というお金もかけました。過去、斉藤町長時代に、議会が道の駅の建設に反対して否決さ

れたこともありました。

結局、そこがなぜなのかということ、やはり考える必要があります。ここでしっかりと結論を出しましょうというのは、議会にも町民にも理解できるように、反対されないような結論を出す必要があるのだと私は思います。

これまでかかってきた何千万円というお金が無駄になってはいけないと思いますので、町長が本当にやるという気持ちがあれば、ここが5億円だろうが6億円であろうが10億円であろうが、俺はやるのだという気持ちでやっていかないと、うちの町はこれだけお金を出しても大丈夫なのだという気持ちでやらないと、私はだめだと思います。

これができないなら、もうあっさりやめる、そういう決断も私は必要だと思っています。

ここで、2期目の町長に何とか決めていただきたいと思いますが、道の駅の基本設計をする段階で、今回はどういう形で基本設計なり実施設計を発注と答弁がありました、どのようなやり方をするのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員、申し上げますとおり、道の駅のスタート時点で、もう少し深い考えがあったら良かったのかなというのは私も感じているところではあります。

さまざまな経過を経て、平成27年の意見があったところです。それからさらに10年近くの年数がかかっているということで、本当に町民の皆様も、どうなっているのだというような思いを持たれる方も多いと思っております。

私としても、一番大きく引かかったのはやはり金額的なもので、町があのような大きな金額で事業を進めるということは、将来的に問題を残すという判断をいたしまして、現在に至っているところでございます。全体的なお話として、私も、本当に道の駅を実現したいという思いで今進めています。

浦臼町が始まって以来あの地域は、道の駅になる前から浦臼町の観光の拠点であり続けて、現在に至っています。それだけは守り続けていきたいという思いがあります。そのための道の駅の整備であり、この後の温泉の整備ということで考えているところです。

2期目に当たって町長の考えをとということですが、ぜひともあの場所に、浦臼町の観光の中心はここだという、10億円かかってもというお話もありましたけれど、あくまでも身の丈に合った形の施設整備を進めていきたいというのが今の考えでございます。

基本設計をどのように進めていくのかということでございますけれど、形としては6月にお示した2パターンがありまして、一方を確定いたしまして、それに基づいて肉づけをして、たたき台をつくった上で、業者の方との協議に進めていきたいと今のところは考えているところで

ざいます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

この間、月形町の道の駅ができましたね。ちょっと行ってみました。私もやられたなと思ったのは自動販売機です。あそこは障がい者にも向いている自動販売機があります。

私、過去にも言ったことあるのですが、道の駅も今構想がいろいろあって、普通の観光なのか、そういった拠点なのか、それから防災道の駅というものもあります。

うちは、過去から、いろいろな観光をやってもなかなかうまくいかない。特産品も何だか進まないという状況があります。そこで、駐車場もトイレもある場所として、防災道の駅という考え方があります。

あそこに自動販売機などを設置し、それと、今アグリマートさんが指定管理している石づくり倉庫がありますから、そこを防災と道の駅と結びつけて、備蓄倉庫にしてはどうかと思います。

石づくり倉庫を食料だとかそういった備蓄倉庫と兼ねて、たしか田園空間整備事業の中では、コミュニティセンターという扱いになっていますから、可能だと思うのですが。冬に限らず、日常的に災害が起きた場合、そういうことがすぐ近場でできるという体制を組むには、あそこを防災的な道の駅にするという考え方で進めた方が、お金もかからなくていいのではないかと思います。ただ、答弁にあるように、野菜の直売所をメインにということがあります。ゆめやさん、もうほとんど80代の方が一生懸命やられていて、中には若い方もいますが、そういう中で進めているものですから、これからあと何年できるかはわからないとは思いますが、やはりこういった部分を含めて考えていただきたいなど。

みんなが納得して、この辺も理解できるたたき台というものを進めていく必要があるのだと思いますので、その辺どうでしょう、町長、考え方が少しは変わりますか。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

再々質問にお答えいたします。

すみません、石づくりの倉庫と今回の道の駅の関係が、わかりづかったものですから、再度お聞きしてよろしいでしょうか。

○議 長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

単なる、あそこにあるという話。

○町 長（川畑智昭君）

わかりました。

防災備蓄につきましては、防災倉庫等、今のところ町からの近場で充足しておりますので、それは将来的な話ということでお聞きしたいと思います。

道の駅は、今、核としたい直売所が年齢的にも難しくなっているというお話もありました。その件につきましては、今年お集まりいただいてお話をお聞かせいただいたときにもそのようなお話をいただいたところでございます。

若い方がなかなか入ってこないですとか、別な活動をされているとか、ゆめやさんとして充足されていかないというようなお話も聞いております。やはり町にとりまして、農作物というのは訪れる方の一番の魅力となっているのは間違いない事実だと考えております。現状はもちろんですけれど、若い方との連携といいますか、それらも含めて、今後詰めていきたいと考えております。

再質問にもありました町民への周知につきましては、まずは町政懇談会といいますか、なかなかお集まりいただけない現状もありますけれど、当初からテーマを掲げた上でお集まりいただくような町政懇談会を開催させていただきまして、現状についてのお話と将来についての考え方をお示しする場としていきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、2点目の質問お願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、2点目の質問、町長と、今回は農業委員会の会長にも答弁をいただきたいと思っております。

まず、町長にですが、農地法が見直されたことにより、農地の流動が大きく変わろうとしております。

国が進める地域計画の策定の状況は、現在どの程度進んでいるのか、またどのような調査により農業関係者と地域計画作成の協力を進めているのかを含め、現在の進捗状況について質問をしたいと思います。

また、農業委員会の会長には、昨年より現在までの農地の移動状況について、賃貸、売買、それぞれどのような状態なのか、農業委員会は地域計画、目標地図作成にどのように関わっているのかをお答えいただければと思っております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」の策定状況ですが、本年4月25日に地域計画策定に向け、関係機関による打ち合わせを行い、地域計画の概要・エリア設定及び今後のスケジュールを確認したところでございます。

現在は、耕作者名簿と意向調査をもとに地域計画書（案）を作成し、地域農業を進める上での課題解決策や将来のあり方を話し合う協議の場の開催に向け進めているところでございます。

ここでは、地域農業者と役場、農業委員会、JA、土地改良区等を参加者とし、開催時期につきましては、農家繁忙期終了後の11月から12月ごろを予定しております。

最終的な地域計画の完成を令和7年2月下旬と考えているところです。

次に、どのような調査で農業関係者から地域計画作成の協力を得るのかについてですが、有効な調査といたしまして、本年1月から2月に農業委員会に調査依頼した農業経営意向調査と考えております。

この調査結果を参考に、地域計画書（案）を作成し、前段でも説明いたしました協議の場で、直接農業者から地域における農業の将来のあり方や農用地の具体的な利用方法を聞く場と考えているところです。

以上です。

○議 長（小松正年君）

位田農業委員会会長。

○農業委員会会長（位田 勝君）

静川議員の質問にお答えいたします。

1点目の令和5年度の農地移動状況ですが、賃貸におきましては、農地法第3条で22件、田畑合わせて58.3ヘクタール、強化法・農業公社の経営安定化対策事業で13件、田畑合わせて29.6ヘクタールが賃貸されております。

売買につきましては、農地法第3条で10件、田畑合わせて6.9ヘクタール、強化法・農業公社の経営安定化対策事業で14件、田畑合わせて48.1ヘクタールが売買されております。

ほかに農地法第3条による使用賃借が4件、贈与5件の移動がありました。

次に、農業委員会の地域計画、目標地図作成への関わり方ですが、地域計画では、地域計画（案）のもとになる意向調査を本年1月から2月に実施し、136件の農業者に送付し、農業委員会の協力を得て、134件の農業者から回答を得て、経営意向状況を分析しております。

目標地図につきましては、農業委員会が作成することとなり、現在、協議の場で使用する目標地図の素図を国からの補助を受け8月29日、業務発注しております。

最終的には、協議の場で結果を受け完成となります。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

再質問、若干、専門的になろうかと思しますので、産業課長が答えていただく方がいいのかなと思います。地域計画を作る部分で農家の方が一番見やすいのが目標地図になっていくのだろうと思います。

その目標地図を作るのに業務を発注しているということなのですが、これはそういう目標地図の作成業務を受けてくれる、そういった会社があるのかどうかがよくわからないのですが、コンサルタントみたいなのがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、目標地図の作成についての進み具合としては、およそどのぐらいまで進んでいるのでしょうか。私は、前回の議会でも質問したのですが、浦臼町は地区を分けないで一つの地区とすると聞いたのですが、そこは今も変わっていないということでしょうか。

もし、変わっていないということであれば、その目標地図の中にそれぞれ個人の面積を落としていくという作成状況が、今どれだけ進んでいるのかわかれば教えていただきたいと思います。

もう1点、農業委員会の会長に質問します。

今回、賃貸も売買もあるのですが、この目標地図、地域計画を作る段階で、土地の流動が必ず付いて回ります。その中で、農地が効率的に動くようにやっていかななくてはならないと思います。例えば、水田利活用の中で5年に1度水張りをしなさいと、転作における面倒臭さといったらおかしいですけど、そういうところがあります。

それから、特に今回、米価が上がっています。概算払いで米価がすごく上がりました。過去には、土地の値段を賃貸も含めて決めるところに、米価の値段を含めて、経営状況もあって、その田んぼの値段がいくらかなど、過去にはそういった想定も土地の価格に影響してきたことがあります。一時的な米価の値上がりかもしれませんが、今後そういった想定をされるのかどうか。賃貸もしくは売買価格に今の米価の値上がり状況が反映されるのかどうかということを、できれば、農業委員会というより会長の個人的なご意見でよろしいですので、お聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

目標地図について業務委託をしたということになっておりますが、現在、農家台帳を管理しているシステム会社というのがございまして、そこに目標地図の業務委託を発注したという形になっております。

目標地図の進捗状況なのですが、本年1月から2月にかけて農家の皆さんに意向調査書を配付して回収しているのですが、7割の方から現状維持という回答を得ております。

その目標地図の中で、集積率が高い地域に限っては、現状地図をその目標地図に置き換えてもいいということになってございます。

当町では今の段階で集積率が97.2%となっており、集積率が高いことから、当町においても現況図を目標地図に置き換えるという作業を考えております。

そのような中、協議の場で新しい集積が出てきた場合については、その辺も反映しながら目標地図を作製していきたいと考えてございます。

なお、地区の件に関しましては、1地区ということで変わりはございません。

以上です。

○議長（小松正年君）

位田会長。

○農業委員会会長（位田 勝君）

お答えします。

水活の関係で、今後水活のお金が当たるかどうかという、土地の価格差、当然出てくると思うのですが、これに関しては、他市町村とも連携を取っていかなければならないということもありまして、現在、情報収集している途中であります。

そして、今現在、米価、大変高いことになっております。正直言って、これ大丈夫かというような怖いぐらいの気持ちでいるのですけれども、ここは、これが一時的なもののような気がしますし、慎重に判断していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

現在、浦臼町に遊休農地と言いましょか、目標地図に落とす段階で耕作がされていない土地があるのかどうかをお聞きいたします。それと、この何年か、受け手が全く決まらないという農地があるという話も聞くのですが、その辺はどういう状況なのか、もしわかればお答えいただきたいです。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

現在の段階では、遊休農地といいますか、その辺はないということで考えております。

それと、答えにくい質問なのですが、将来的な遊休農地といいますか、耕作放棄地については、現に考えられる部分もございませう。

その中で、今考えているのは、協議の場ということで、地域の方がどのようにそこを管理して

いくかということ聞き取りながら、解決しなければいけないと考えてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

受け手がいない状況の農地のことを質問していましたが。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

借り手のいない状態となっている農地は数件ございます。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位2番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

令和6年第3回定例会において一般質問をいたします。

私からは教育長にプール事業のことでお尋ねいたします。

今年のプール事業は7月25日からの開始となりました。

6月下旬に水を投入したところ、水かさが減る事象が出ていたとのことで、そこから原因究明や修理作業に入り、本来開業の7月1日をもって原因がわからず、25日からの運営を余儀なくされました。

開始以降、水漏れも少なく安定しており、予定どおりの8月31日をもって今期の運営を終了したところであります。

この間、7月も暑い日が続き、プールを楽しみにしていた方々は残念な思いをしたと思います。

また、小学校は予定していたプール授業を奈井江町のプールに変更、変更したプール授業はすべて午後だったと聞いています。

中学生に至っては、奈井江町への移動を鑑みて中止の決断をしました。

1年のうちプールが運営しているのは2か月しかありません。何らかの故障があったにせよ、もう少し迅速に行えなかったのかと感じます。

今季の運営は終了いたしました。今後も含めて町民への周知が必要と思い、このたびの一般質問といたしました。

そこで、教育長に質問いたします。

プール事業の開始が7月25日と遅れた理由とその対応はどうだったのでしょうか。

次に、来年度以降のプール事業はどう考えていますか。また修理等も含めて今後の対応はいかがでしょうか。

最後に、今回の責任の所在も含め、教育長の意見をお聞きします。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

1点目のプールの開始が遅れた理由とその対応につきましては、7月1日の利用開始に向け6月14日に注水を開始したところ、6月20日に漏水を確認いたしました。

翌21日には注水を中断し、職員によりプールの底にある中央排水口を閉鎖し漏水箇所を特定することといたしました。

7月1日、水面が底から約29センチになったところで漏水が止まりましたので、その水面より上部で漏水していると想定し、7月3日にプールのメンテナンス等を依頼している株式会社日本コムテックと今後の対応について協議し、7月12日に防水シートの簡易的な修繕を実施いたしました。

その後、16日に再度注水を開始し、そこから53センチまで注水しましたが、漏水が止まらなかったことから、消防用排水栓部の排水口をふさいだところ漏水が止まりました。

このことから、漏水箇所を消防用排水栓の管と特定し、安全性を確保した漏水防止措置を講じて、7月25日にプールの利用を開始いたしました。

その間、小中学校のプール授業が予定されておりましたので、近隣の町のプールを利用させていただけないか協議するとともに、小中学校へは授業日程の再調整を依頼いたしました。

その結果、奈井江町のプールを利用させていただけることとなり、中学校につきましては、移動時間等の関係から授業時数を確保できないため、今年度のプール授業は中止とし、小学校は奈井江町のプールで授業を行うことといたしました。

また、授業が午後になりましたのは、他の町でも同様に地元のプールが利用できないため奈井江町のプールを午前利用していたためでございます。

2点目の来年度以降のプールの運営と修繕等の対応につきましては、来年度は漏水箇所に対し、今年度と同様の応急処置を施し運営するとともに、次年度に向けてB&G財団に海洋センター修繕助成の申請を行う予定としており、令和8年度にB&G海洋センター及びプールの改修を計画しております。

3点目でございますが、プールの運営につきましては、まず安全に利用できる状況であることが必要不可欠であると考えております。

今回につきましては、時間的ロスが全くなかったとは言えませんが、漏水箇所をどのように特定していくかを考えながらの作業でありました。

小中学校の授業が計画どおりに行えなかった面はございますが、漏水の原因や状況によっては、今シーズンのオープンを諦めざるを得ないと考えておりました。結果として応急処置が可能な状況でありましたことから、安全性を確認した上でプールの利用開始を夏休みに間に合わせる事ができたことは良かったと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

まず、1点目の答弁の中に、簡易的な修繕を実施したと、そして1個1個つぶしながら今回の消防用排水栓の排水口をふさいだところで漏水が止まりましたとありました。

営業が終了してまだ10日余りしかたっていないと思いますが、根本的な原因というのは今後調べていくのでしょうか。というのは、2点目の質問に対して、来年度も今年度と同様の応急処置を施すと答弁されていたので、今の状態のまま置いておくのか、それとも1回その応急処置した部分を外して、原因なりを究明していくのかということをお尋ねいたします。

次に、2点目以降の修理、修繕とあります。プールの運営自体は行っていきたいということだと思います。

そのプールですが、本日の新聞にもちょっと関連があって、教育委員会の話で、プール授業の話が載っていましたが、今、管内でもプール授業がなかなかなくなっているところが多い。やはり移動手段等々の話だと思います。

本日の新聞には岩見沢市の話が載っていましたが、やはり自前のプールを閉鎖し、市民プールを使うようなことで、なかなか授業の確保は難しいという記事もありました。

今回、中学校の校長とお話をしたのですが、管内の中学校でもプール授業自体がだんだん減っていているということで、少なくなっているそうです。そのような中、こうやって町に自前のプールがあり、授業をできる環境はいいと校長先生も言ってくださいました。

そういう声がある以上、事業を来年以降も行うと決めたのであれば、しっかりと安全面にくみして運営をしていていただきたいなと思います。ただ、昨年度もちょっと部品の故障があって、休館日といいましょうか、使えない時期もありました。今年もこのような漏水がありました。

これは詳しく調べてみないとわからないことですが、やはり劣化といいましょうか、そういうところなののでしょうか。それとも、何か違うところに原因があるのか、調べてみないとわかりませんが、わかる範囲で教えていただければと思います。

また令和8年度にB & G海洋センターとプール改修の計画をしているとありました。これからきっと改修計画を立てて、申し立てをして、協議していくのだと思いますが、老朽化も含めまして、町としてはどのような要望をこれからしていくのでしょうか。まだこれからだと思いますが、今わかる範囲で、どういう改修を望んでいるのかということも教えていただきたいと思います。

次に3点目、安全性を確認した上で、プールの利用開始を夏休みに間に合わせることで良かったと考えていると答弁されておりますが、ここで、私もわざと責任という言葉は今回使わせていただきました。

最初の質問にもあったとおり、1年の中でたった2か月のプールの運営でございます。そのプール運営期間に、今回、穴が空いたのは事実であります。その原因が決して教育委員会が悪いだ

とか、そういう人為的なものとは思っておりません。思っておりませんが、やはり予定していた事業に穴が空いた以上、責任というところはあるのかなという気がします。

今回の責任というのは何なのかといいますと、先ほどから述べているとおり来年以降の事業をしっかりと2か月なら2か月間やっていくための用意であるとか、点検であるとか、そういうところが付いて回るのかなと感じております。それを、諦めざるを得なかったところを、間に合わせることで良かったという答弁は、聞いていてどうなのかなと正直思いました。

だから、運営できなかったことはできなかったこととして認め、その上で、来年以降のプール事業は責任を持ってやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、修繕ということなのですが、これにつきましては消防用の設備から漏れているということでした。ただ、うちのプールにつきましては、消火栓としては消防には登録されていませんので、恐らくその当時に、今もそうなのかもしれませんが、プールの構造自体にその消火栓に使えるような構造がついているということだと思えます。今回はそこから漏れているということがわかりましたので、そこを応急的にふさいで漏水を防いだということでございます。

ただ来年、再来年は、本格的に修繕助成を得て改修を実施したいと思っておりますが、その前段で今年のように排水口の消防用の管の入り口をふさぐということでもいいのか、それとも例えばお金がそれほどかからないのであれば、その管自体を切除してしまうだとか、全部埋めてしまうということもあります。

それは次の年に大規模なお金をかけて修繕する予定となっておりますので、見積り等を取ってみなければわかりませんが、その前の年に多額な金額をかけるというのは避けたいと思っております。

それから、学校におけるプール授業が無くなってきているということで、学校自体にプールを設置しているところも、近隣でもどんどん廃止されているということです。

本町におけるB & Gのプールについては、各学校がプール授業を行うための貴重な施設だと思っております。今後も維持管理をきちんとしていきたいと思っております。

次に、きちんとした維持管理ということなのですが、その前に一番最初のことですが、簡易的な修繕ですね、これにつきましては、考えられる箇所というか、プール自体はステンレスでできておましてその上に防水シートが張られているということですので、例えば接合部であるとか、防水シートが傷ついているような箇所、そこをいわゆるコーキングというイメージをしていただければいいかと思うのですが、そういう箇所を徹底的にふさぎました。

その上で水を入れたけれども、漏水が止まらなかったということで、今回消防の管が原因だということを特定したところでございます。

それから、来年以降ですね、今後の責任の所在ということですが、これにつきましては、やはり経年劣化しますとどこかから漏水していくのはどうしても避けられません。それは、プールをオープンするために水を入れてみなければわからないということです。ですから、事前にそういうことがないようにすることは非常に難しいと考えております。ただ、できるだけそういうことのないように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○1番（砂場 明君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、ここで暫時休憩とします。

午前11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

発言順位3番、土屋慎一議員。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

議長よりお許しをいただきましたので、令和6年第3回定例議会において一般質問をいたします。

うらうす温泉の今後について、町長に質問いたします。

うらうす温泉は、本年4月より浦臼町直営の営業になり、本年第1回の浦臼町議会定例会におきまして、中川議員より一般質問がありましたが、その後どのような進捗状況にあるかご説明お願いしたいと思います。

うらうす温泉は、浦臼町の観光の目玉として、温泉施設は町民をはじめ町外からの利用者もおられます。

施設の経年による修繕など維持管理等、営業も含め経費が発生することは否めません。

ただ、このままでよいはずはなく、進めるに当たって困難な局面も問われるとは思いますが、具体的な計画をお示してください。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

土屋議員のご質問にお答えいたします。

温泉保養センターにつきましては、本年4月より一部運営委託で営業を行っています。入浴客については現在のところ前年同月比ではほぼ変わらない人数で推移しているところです。

温泉保養センターは平成3年2月に建設され、新耐震基準は満たしていますが、約33年が経過し、温浴施設の大規模改修やバリアフリー等の対応が必要となります。

施設改修により今後どの程度の使用期間が見込めるのか、改修費がどの程度になるかなど改修する場合の諸条件、経費負担など調査検討し決定してまいります。

当面の計画は、6月の定例議会後の全員協議会でお示しさせていただいたとおり令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度に建設工事と休養村センターの解体工事を実施し、令和10年度の早い時期のオープンを目指すことで変わっておりません。

建設着手までの運営方法は現在と同じ方法を考えておりますが、オープン後の運営方法については、指定管理も含め別途検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

まず、温泉を浦臼町の目玉と捉えたときに、現状の温泉の修繕もしくはリニューアルということと、今後10年、20年経過したときに、この浦臼町全体も含めまして、温泉がどのように残っていくのかということ、今考えなければいけない大事なところだと思います。

本年、多世代交流施設えみるが運営を開始いたしました。当然のことながら、新しい施設というのは1年、2年で終わるわけではなくて、これから先、町民の憩いの場としてたくさんの方が利用すると思います。本年開業いたしましたえみるも、10年、20年、30年経過すると、修繕もしくは大規模な工事をしなければ施設を運営していけないという状況になるかもしれません。

私が再質問で聞きたいことは2点でございます。

まず1点は、目先のことでなくて、このうらうす温泉をどのように、もしかしたら私の命が終わって、次の世代に渡していくときに、どのようなコンセプトで浦臼町に温泉を残していく考えであるのかということをお聞きしたいと思います。今後の改修も含めて、7、8、9年と計画があるとお聞かせいただきました。

もう1点は、その間、新しくリニューアルされる前までの間、今年と同じように直営で一部業務委託をして、温泉の営業を続けていくということについて確認をしたいと思います。

集客という面では、やはり現状におきましても、町の補助が入らなければ運営できないという状況は変わらないと思います。

しかし、町民の憩いの場、そして町外から温泉に入りに来てくださっている方に、どのようなサービスを提供できるかということを考えますと、もっと先のことを考えて、どのようなコンセプトやねらいをもって、そして町民にどのように温泉施設を、運営を提供していくのかということ、いろいろなところから知恵を出して進めていかなければ、建物が壊れたから壊すか、新しくするかという問題ではなく、この大切なうらうす温泉をどう残していくかということについて、今真剣に考えていかなければと思うところでございます。

質問については、今後のデザインをどう思っているのか、改修までの運営を町としてどのように考えているのかということ、いま一度ご質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

土屋議員の思いをお伺いしたところでございます。

私も先ほどの道の駅と同様、道の駅と温泉はぜひとも残したい施設と考えております。それはかつて町民の方を交えたお話し合いの中で高齢の方が申し出ておりましたけれど、やはり私たちにとって温泉は、観光というより、私たちの保養の場、安らぎの場として、ぜひ継続していただきたいという思いを伺ったことがございます。その言葉は今でも残っており、一つは町民のための施設としてぜひとも残したい。

もう一つは、特に夏場にキャンプ場にお越しいただくお客さんから、キャンプ場と温泉との併設というのはとても魅力があるということです。夏場は1.5倍程度の集客があるということで、観光の核として残していきたいという思いでございます。

そのためにどのようなコンセプトでということですが、なかなかそこまでは、今の段階でお話しできるところまで至っておりませんが、温泉があることによって人が来ていただけるということがまず大事ではないかと思っております。

それプラス、どのような魅力を付けていくのかということがこれからの課題ともなっております。それらも含めて、先ほど申し上げたように、町政懇談会の場で一つのテーマとしてお示ししてお話をさせていただきたいと考えております。

次に、運営方法ですが、現在一部を委託しているところでございます。できれば指定管理という形を取っていきたいと考えております。何件かにお声かけをさせていただいたところですが、良い返事もらえていないのが現状でございます。改修までの間につきましては、直営あるいは今のような一部委託という形で進むことになろうかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○2番（土屋慎一君）

ありません。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 承認第3号

○議長（小松正年君）

次に、日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

専決処分の内容について説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の4ページをお開きください。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年8月22日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算第4号につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。

承認第3号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,442万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月22日

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額170万9,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、農産物加工研究センターにおいて、8月22日に覚知の灯油流出に係る応急工事の所要額を計上するものでございます。

なお、ご説明が前後いたしますが、10節需用費につきましては、当件にて使用した油吸着材の所要額を計上するものでございます。

歳出合計170万9,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額170万9,000円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰入れにより対応するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の170万9,000円の追加となっております。

以上が、承認第3号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

農産物加工研究センターの灯油流出の応急工事による専決について、8月22日にこの専決処分をしたということなのですが、先ほどのお話では予算執行されていないということでしたね。予算は執行されたのですか、これは。もう既に払ったという言い方だったのか、その辺が若干聞いていて、お金を払ったのか払っていないのかがよくわからなかったのですが。専決なので緊急を要するというので、既に業者にはお金は払ったという理解でよろしいのかどうか改めて確認をしたいと。

○議長（小松正年君）

説明をお願いいたします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

業者の方にはまだお金は払っておりません。工事を実際に8月22日にやっておりますので、予算立ての上で今回専決させていただいたということになってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

そうなる、22日に予算を組んだ。それを専決で予算を組んだという言い方なのでしょうか。あえて専決でやるべきだったのかどうかということが、理解ができないのですが、そこは問題ないですか。

○議長（小松正年君）

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

22日に事故が発生しておりますので、その時点で予算がなければ工事が発注できないといえますか、お願いができないということで、その日に補正予算を上げさせていただき、本日専決処分ということで承認をいただくものでございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑はありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

予算ということでよろしいのですか。

○議長（小松正年君）

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

本件を、承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第36号

○議長(小松正年君)

日程第7、議案第36号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹(安田良弘君)

それでは、議案第36号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,372万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,814万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

2款総務費、1項10目自治体情報システム標準化等事業費、補正額262万9,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、基幹系システムの標準化対応に伴う所要額を計上するものでございます。期日前投票選挙システムほか3システムにおける当町の現行システムと国が示す標準仕様システムとの機能及び帳票要件の差異の確認や分析、個別対応が必要な機能の洗い出しを行うものでございます。

5項82目浦臼町長選挙費、補正額274万8,000円の減でございます。本年4月執行の浦臼町長選挙に係る予算執行額の確定に伴い、各節における不用額をそれぞれ減額するものでございます。

3款民生費、1項3目重度心身障害者特別対策費、補正額134万円の追加でございます。

19節扶助費におきまして、対象人数及び入院件数の増に伴い予算の不足が見込まれることから追加計上するものでございます。

5目障害者福祉費、補正額189万2,000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、障害児入所給付費と令和5年度の各種障害者医療費の減少に伴い、令和5年度受け入れ済みの負担金の一部について、確定額に合わせて歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額5万4,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、利用見込みの増に伴い予算の不足が見込まれることから所要額を追加計上するものでございます。

2項4目未熟児養育医療給付費、補正額60万円の追加でございます。19節扶助費におきまして、対象児2名の入院費用に予算不足が見込まれることから、所要額を追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額11万9,000円の追加でございます。7節報償費におきまして、介護者のための研修会参加者数が見込みより増となったことに伴い、講師増員分を追加計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項3目畜産業費、10ページをお開きください、補正額5万円の追加でございます。10節需用費におきまして、牛サルモネラ症発症予防の観点から、畜産農家支援として、消毒用消石灰を配付する費用を計上するものでございます。配付につきましては1軒当たり5袋を予定しております。

5目農業振興費、補正額150万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、農業経営運転資金の借入件数及び借入額の増に伴う所要見込額の増及び就農直後の経営確立を支援するため農業次世代人材投資資金交付金、経営開始型でございますが、こちらの所要額を計上するものでございます。

10目多面的機能支払交付金事業費、補正額4,000円の追加でございます。札的地域における面積変更に伴い過年度において受け入れ済みの国及び道負担金の一部について歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額440万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、昨冬に発生をいたしました通行車両による当て逃げにて損傷の街路灯取替え費用を計上するものでございます。

2目観光費、補正額30万円の追加でございます。10節需用費におきまして、鶴沼公園日本庭園トイレ照明の安定器老朽化に伴う修繕費用を計上するものでございます。

8款消防費、1項3目災害対策費、補正額23万8,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、不測の漏油事故への対応に係る備蓄として油吸着材の購入費用を計上するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、2目スクールバス運営費、補正額22万6,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、20トンジャッキの経年劣化に伴う更新費用を計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額82万5,000円の追加でございます。
10節需用費におきまして、中学校各室配置の蓄熱暖房機老朽化に伴う修繕所要額を計上するものでございます。

5項2目保健体育施設費、補正額200万円の追加でございます。10節需用費におきましては、B&G海洋センターのプール漏水に伴う水道使用料を計上するものでございます。14節工事請負費におきましては、野球場グラウンドの維持として1塁及び3塁ファールラインより内側かつ内外野境界線までのエリアに30立米の土入れと整備転圧を行うための所要額を計上するものでございます。

3目学校給食費、補正額28万8,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、給食運搬車の後部シャッターパネルのロールアップの経年劣化に伴う修繕費用を計上するものでございます。

歳出合計1,372万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、補正額606万5,000円の追加でございます。交付額確定に伴い所要額を計上するものでございます。こちらは定額減税の住民税補てん分でございます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1億2,063万5,000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い追加交付分を計上するものでございます。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額150万円の追加でございます。歳出でご説明の農業次世代人材投資資金交付金に充当される補助金を計上するものでございます。

18款繰越金、1項1目繰越金、補正額2億4,586万3,000円の追加でございます。令和5年度決算による前年度繰越金でございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額4,000円の追加でございます。歳出でご説明の多面的機能支払交付金の返還に伴い札的地域資源保全会より国費、道費及び町費における超過交付分の返還金を計上するものでございます。

4目過年度収入、補正額2万3,000円の追加でございます。令和5年度障害者医療費道費負担金の実績確定に伴い追加交付分を計上するものでございます。

20款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額185万9,000円の減でございます。令和6年度普通交付税算定結果に基づき起債予定額を減額調整するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額3億5,850万8,000円の減でございます。財源調整に伴い財政調整基金に繰り戻すため減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の1,372万3,000円の追加となっております。

以上が、議案第36号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。
柴田議員。

○7番（柴田典男君）

歳出について、街路灯のところまで当て逃げという表現があったものですからお聞きしたいと思います。その後の調査で、例えば賠償ですとか、そういう対象者がまだ見つかっていないということなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。
馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。
賠償責任者が出てきていないという状況です。

今年の冬、2月ごろに鶴沼市街で、ちょうど国道275号線と2部高台線の交差点付近で当て逃げ事故がありました。その事故を起こした方が名乗り出てこないまま現在に至っております。地域からは、やはり街灯がないと暗いということも言われまして、6か月ぐらい経過していますので、町単費で修繕するということで考えてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑はございませんか。
中川議員。

○5番（中川清美君）

今の関連になりますが、町は被害を受けたということで、これに対して警察への通報だとか、そのような対処をしっかりと取られているのか確認をしたいと思います。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。
被害届は出しております。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑はありませんか。
静川議員。

○6番（静川広巳君）

畜産業費について、この牛サルモネラに関して補正予算が出てきたというのは、要望があった

のか、それとも何か違うことで予算が発生したのかお聞きしたいのですけれど。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

家畜自衛防疫推進協議会という組織が浦臼町にもあります。それが十分に機能していない状態にございまして、本来はその家畜自衛防疫推進協議会で対策を打つというところですが、予算立てをしていない状態なので、今回は町の方で助成をして家畜自衛防疫推進協議会に加入している家畜農家に対して、予防の意味も含めて石灰を配付するということになっております。来年からは家畜自衛防疫推進協議会の活動に予算組みをしていただいて、自分たちで伝染病被害を防いでいただきますが、今回は町の方で配付するという形になってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第36号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定しました。

ただいまから、暫時休憩とします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第37号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を要するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

第4条は、広域連合の処理する事務を定めておりますが、削除する別表第1では、市町村の行う事務を定めております。

被保険者証の廃止に直接関係するものではございませんが、今回の規約変更に伴いまして、頻繁に行われる法改正に規約変更が必要となった場合、広域連合と市町村の事務負担軽減の観点から、必須ではない分担に関する規定を削るものでございます。

次に、別表第1は、現行の被保険者証が本年の12月2日以降発行されなくなることに伴いまして、文言を削るものでございます。

次に、第19条第2項は、先ほど第4条でご説明いたしました別表第1を削ることに伴いまして、第19条であります「別表第2」を「別表」に改めるものでございます。

議案書の7ページにお戻り願います。

附則、第1項、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第3号を採決します。

本件を、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第10 報告第5号

○議長（小松正年君）

日程第10、報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の9ページをお開きください。

報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

10ページをお開きください。

令和5年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては14.2%となり、令和4年度決算に基づく比率が9.2%でありましたので、前年度比で5.0ポイント悪化となったところでございます。

悪化の要因といたしましては、令和5年度の単年度数値算定におきまして、公債費の約定償還額に充てられる一般財源額が2,388万2,000円の増となったことが要因となっております。

④将来負担比率につきましては、令和4年度地方債残高の増加や充当可能基金の現在高の減少など比率悪化の傾向が見られるものの、平成25年度決算以降11年連続で数値化されていない表記となっております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、11ページをお開きください。

令和5年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の項目についてご説明申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

監査委員による意見等につきましては、要約でございますが、資金不足が生じておらず、良好であり、特に指摘すべき事項はないとの講評をいただいております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、概要をご説明申し上げます。令和5年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

す。

◎日程第11 認定第1号～日程第14 認定第4号（一括議題）

○議長（小松正年君）

日程第11、認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となりました認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これら4件につきましては、地方自治法第233条2項の規定に基づきまして、去る8月19日から22日までの期間、町監査委員において、それぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けまして、議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしく申し上げまして、提案に当たりましての説明とさせていただきます。

以上です。

○3番（高田英利君）

議長。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました、令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件については、総合的見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に継続審査することを望みます。

○1番（砂場 明君）

議長。

○議長（小松正年君）

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

私は、ただ今の動議に対して賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、高田議員から、決算審査特別委員会を設置することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

決算審査特別委員会を設置することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付されたいとの動議は可決されました。

引き続き、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に、決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時51分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について報告がありましたので、周知いたします。

委員長に土屋慎一議員、副委員長に中川清美議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第15 発議第1号

○議長（小松正年君）

日程第15、発議第1号 事務の検査についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 事務の検査については、原案のとおり決定しました。

◎日程第16 請願第1号

○議長（小松正年君）

日程第16、請願第1号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の請願を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号を、採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、請願第1号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の請願は、採択することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第3号

○議長（小松正年君）

日程第17、意見書案第3号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。

したがって、本件については、みなし採択にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第18 意見書案第4号

○議長（小松正年君）

日程第18、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより意見書案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第19 所管事務調査

○議長（小松正年君）

日程第19、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出が

あります。

お諮りします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

派遣内容については、お手元に配布のとおりですが、これを派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和6年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分